

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

ふるさと再生ネットワークづくり計画（2期）

2. 地域再生計画の作成主体の名称

新潟県

3. 地域再生計画の区域

柏崎市の全域

4. 地域再生計画の目標

柏崎市は新潟県のほぼ中央に位置し、県内の主要都市である新潟、長岡はもとより、関東から関西までを結ぶ高速道路や国道8号・116号が海岸と平行に南北に縦貫している。また、市内は海岸部近辺の比較的人口が集中している市中心部、農林業を中心に営んでいる内陸側の平野部及び中山間地で形成されているが、市中心部は国道の整備等、交通の利便性が高まることにより、都市機能が充実する一方、平野部や中山間地等の農村部では、農林業の停滞が課題となっている。特に中山間地は、農業生産の場であるだけでなく、水源涵養など多面的機能を有する大切な区域であり、平野部と均等のとれた一体的な発展を目指す必要がある。

地域内の農林業は、平野部では稲作が中心に行われ、畜産、野菜、果樹の複合経営を営んでいる。コシヒカリを中心とした銘柄米品種の作付け拡大と品質の向上に努めるとともに、転作対応から、売れる作目への転換が積極的に行われている。また、中山間地においては水上地区を中心に官行・旧公団・公社・生産森林組合による造林地が多く存在し、地元森林組合や農林公社が中心となって、古くから造林・保育等の森林施業に取り組んでいる。

しかし、中山間地では近年、過疎化・高齢化による担い手不足が進行しつつあり、耕作放棄地の発生や間伐等の施業が必要となっている造林地の手入れ不足森林の増加が問題となっている。このため、農林業の機械化による作業能率向上を図るとともに、農林地への通作や生産地から流通拠点・加工基地への農林作物の輸送のための道路整備を進めているが、いまだ支障をきたしている箇所がある。

今回、地域再生計画を実行することで、地域の重要なインフラである農林道の効率的なネットワーク整備を行い、市中心部等の流通拠点への円滑な農林産物流通の確保、及び中山間造林地での大型機械導入の実現等による森林整備の拡大を図ることにより、「ふるさと」と呼ばれる農村地域での農林業振興を通じた地域の再生を目指すものである。

(目標1)農林道整備による農林産物流通の改善

(整備区間の移動時間 5分短縮 整備前 10分 ⇒ 整備後 5分)

(目標2)林業の振興と地域環境の改善

(森林整備面積 30%増加 実績 100ha ⇒ 目標 130ha)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

柏崎市南部の中山間地である折居地区を起点とし市中心部に向かって延びる「広域農道柏崎線」(平成 21 年 4 月 8 日、土地改良事業変更計画確定)の第 2 号路線の一部区間を整備することによって、早期に全線供用を開始し、農産物物流の効率化を図る。

また水上・石曾根地区等の大規模な造林地がある山間地において「林道(森林基幹道)黒姫山線」(平成 20 年 4 月 1 日、中越計画区地域森林計画に路線を記載)の開設を行うことにより、山中へのアクセスを確保し、森林施業の効率化と間伐等が遅れている箇所解消を図る。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

○道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおりであり事業開始に係る認定等を了している。
なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

[総事業費 796,500 千円 (うち交付金 398,250 千円)]

(1) 広域農道 (広域農道 柏崎線)

- ・事業認定 平成 21 年 4 月 8 日 土地改良事業変更計画確定
- ・事業主体 新潟県
- ・事業区域 柏崎市
- ・事業期間 平成 22 年度～平成 26 年度
- ・事業費 346,500 千円 (うち交付金 173,250 千円)
- ・整備量 0.88 km

(2) 林道 (森林基幹道 黒姫山線)

- ・事業認定 平成 20 年 4 月 1 日 中越計画区地域森林計画記載
- ・事業主体 新潟県
- ・事業区域 柏崎市
- ・事業期間 平成 22 年度～平成 24 年度
- ・事業費 450,000 千円 (うち交付金 225,000 千円)
- ・整備量 2.50 km

5-3 その他の事業

○農村地域の資源を保全する共同活動

(事業主体：農地・水・環境保全向上対策柏崎市地域協議会)

近年、農村地域の高齢化や混住化が課題となっているが、「農地・水・環境保全向上対策」への取組により、地域ぐるみで農地・農業用水等の適切な維持管理活動を行い、農村地域の持つ多面的機能の保全を図る。

○多面的機能を維持増進する森林整備

(事業主体：森林所有者、森林組合、新潟県等)

造林事業・治山事業等における間伐・保育等の実施により、森林の適正な整備を推進し、地球温暖化防止、国土保全、水源かん養、保健休養などの多面的機能を十分に発揮させる。

6. 計画期間

平成 22 年度～平成 26 年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、新潟県において計画終了後に必要な調査を行い状況を把握し、達成状況を評価するとともに、公表並びに改善すべき事項の精査に努める。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし。